

地域の公共サービス改革（窓口関連業務）に関する取組概要

平成 26 年 7 月 28 日
地方公共サービス小委員会事務局

1 地域の公共サービス改革（窓口関連業務）の取組概要

(1) 窓口 5 業務（公共サービス改革法 第 34 条）

- ① 戸籍謄本等
- ② 納税証明書
- ③ 住民票の写し等
- ④ 戸籍の附票の写し
- ⑤ 印鑑登録証明書

※外国人登録制度廃止に伴い「外国人登録原票の写し等」は削除済

(2) 導入 6 事例

- | | | |
|-------------------------|----------|----------------|
| ・長野県南牧村（野辺山出張所の窓口業務） | （民間競争入札） | 平成 20 年 6 月開始 |
| ・北海道由仁町（三川支所の窓口業務） | 【官民競争入札】 | 平成 20 年 7 月開始 |
| ・宮城県丸森町（出張所 7 箇所の窓口業務） | （民間競争入札） | 平成 22 年 4 月開始 |
| ・兵庫県神河町（センター長谷窓口業務） | 【官民競争入札】 | 平成 22 年 10 月開始 |
| ・茨城県守谷市（公民館 3 箇所の窓口業務） | （民間競争入札） | 平成 24 年 4 月開始 |
| ・大阪府箕面市（証明書発行拠点 2 拠点拡大） | （民間競争入札） | 平成 25 年 7 月開始 |

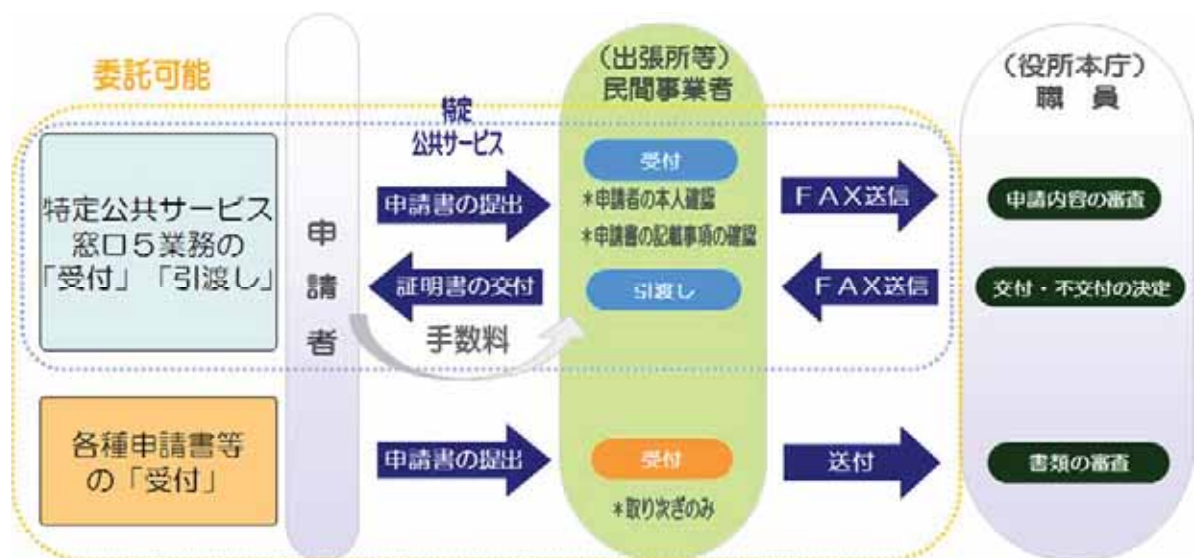
別添 1

(3) 導入事例に見られるメリット

- ・公共サービスの質の向上（取扱い時間の延長、等）
- ・経費削減
- ・人員削減

(4) 法第 34 条を適用した民間委託 業務実施フロー

- ・公共サービス改革法第 34 条の規定は、官署内に市町村職員が常駐しない事例を想定している



2 窓口業務の民間委託拡大に関する取組

(1) 法特例を活用した市場化テスト実施にあたっての実務的課題の整理

- ・平成 19 年 6 月 18 日に第 1 回「地方公共団体との研究会」を開催。
- ・平成 20 年度までの検討結果を、「平成 20 年度 地方公共団体との研究会 報告書 ～「市場化テスト」導入の手引き～」として公表中。

(2) 地方公共団体の官民競争入札等と法律の特例の関係の整理

	地方公共団体が実施する 「官民競争入札」	地方公共団体が実施する 「民間競争入札」
法律の特例あり 「特定公共サービス」	公共サービス改革法で規定 (第3章第3節)で規定	公共サービス改革法 (第3章第4節)で規定
法律の特例なし	地方自治法等において 対応可能※	地方自治法等において 対応可能

※「官民競争入札」は、公共サービス改革法のみで規定。法律の特例のない業務については、法の手続きを参考に地方自治法等に沿って対応することが可能。

(3) 市町村の出張所・連絡所における民間委託可能な業務範囲の明確化

- ・平成 20 年 1 月 17 日に、当室より法特例 6 業務以外の窓口 24 業務について「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」別添 2 を通知。本通知とともに、窓口業務における市場化テスト関連通知（下記）を当室ウェブサイトにて公表中。

事業分野	担当省庁	年月日	通知等名称
住民票の写し等の請求	総務省	平成 20 年 4 月 25 日	住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う公共サービス実施 民間事業者での住民票の写し等の請求に係る本人確認の方法について(通知)
妊娠届及び母子健康手帳	厚生労働省	平成 20 年 3 月 31 日	「公共サービス改革基本方針」の改定 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関する業務関係について(通知)
住民基本台帳関係	総務省	平成 20 年 3 月 31 日	住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間 事業者に委託することができる業務の範囲について(通知)
介護保険関係	厚生労働省	平成 20 年 3 月 28 日	「公共サービス改革基本方針」の改定(介護保険関係の各種届出書・申請 書の受付及び被保険者証等の交付業務の民間委託に関する留意事項)について(通知)
国民健康保険料関係	厚生労働省	平成 19 年 3 月 28 日	「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について
車庫証明	警察庁	平成 19 年 1 月 15 日	「公共サービス改革基本方針」の改定について(通知)
旅券関係	内閣府及び外務省	平成 19 年 2 月 9 日	「公共サービス改革基本方針」の改定について(通知)

(4) 「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」の作成・公表

- ・労働者派遣法に抵触しない適正な請負（委託）事業の実施方法や、効率的な請負（委託）事業の事例について平成 24 年 1 月に作成。平成 26 年 3 月に改訂。別添 3

大阪府箕面市における窓口業務の市場化テストの実施状況について

	萱野中央人権文化センター 「らいとぴあ 21」	多文化交流センター
対象業務	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 34 条に定める特定公共サービスの窓口業務 5 業務のうち、下記の 3 業務に係る受付及び引渡し ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ② 印鑑登録証明書 ③ 納税証明書	
委託期間	平成 25 年 7 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（1 年 9 か月）	平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（4 年間）
入札方法	民間競争入札（総合評価一般競争入札）	民間競争入札（総合評価一般競争入札）
入札参加者数	1 者	1 者
受託者	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝	公益財団法人箕面市国際交流協会
証明書発行時間	開館日の 10:00～17:00 （休館日は月曜日及び 12 月 29 日～1 月 3 日）	開館日の 10:00～17:00 （休館日は月曜日及び 12 月 29 日～1 月 4 日）
特記事項	<p>○先行して指定管理者による管理運営を行っていた当該 2 施設について、窓口業務の市場化テストを追加で実施。</p> <p>○指定管理期間の終期に合わせ、市場化テストの委託期間の終期を設定。</p> <p>指定管理期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・らいとぴあ 21 平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月（5 年間） ・多文化交流センター 平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月（5 年間） <p>○らいとぴあ 21 については、次期平成 27 年 4 月からの事業実施のため、現在事務手続を実施中。</p>	

市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する
官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に
委託することが可能な業務の範囲等について

平成20年1月17日
内閣府 公共サービス改革推進室

内閣府官民競争入札等監理委員会等においては、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」（平成19年10月26日閣議決定）を踏まえ、市町村の出張所及び連絡所等の窓口業務（法令に基づく申請等の受付その他処理に関する業務をいい、以下「市町村の窓口業務」という。）に関し、各地方公共団体の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について、制度を所管する関係省に対し、自主的・積極的な検討を求め、協議してきたところです。

12月24日に改定された「公共サービス改革基本方針」においては、「官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とされました。

上記閣議決定に基づき、地方公共団体に周知する事項を以下のとおりまとめましたので、掲載します。

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- ・ 別紙は、市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業務の範囲等についての関係省の見解が示されたものです。
- ・ 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当する業務について整理されています。

2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

以下は、窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の共通的な留意事項として示されたものです。

（1）市町村の適切な管理

- ・ 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。

- ・ また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿（住民基本台帳、戸籍簿、学齢簿、犬登録原簿等）の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実に行ってください。
- ・ なお、窓口業務の処理に関し、申請者等の住所等を確認するために住民基本台帳情報を使用し、又は処理のためのシステムを操作する場合に、受託した民間事業者これらを取り扱わせることは必ずしも否定されませんが、同様に市町村の適切な管理の確保に留意してください。
- ・ 市町村職員が委託先職員に指揮命令して業務の処理を行わせたと認められる場合には契約形態にかかわらず労働者派遣にあたり、労働者派遣法に従わなければなりませんのでご注意ください。

（２）個人情報の保護

窓口業務の実施にあたっては、住民に関する各種個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条例の規定に受託した民間事業者及びその従業員を追加し、罰則規定の対象とするなどの整備を行う必要があるほか、当該業務の内容に応じた情報の取扱いの方法等を定めた実施要領の策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、個人情報保護に対する特段の配慮をお願いします。

（３）公共サービス改革法の規定との関係

【公共サービス改革法第34条（特定公共サービス）について】

公共サービス改革法第34条の規定については、官署内に市町村職員が常駐しない事例も想定した上で、民間事業者と同条第1項各号の証明書等交付業務を委託により取り扱わせる場合の特例として定めているものであり、この規定に基づいて民間事業者が取り扱える業務の範囲は、本人請求等の「受付」と当該請求にかかる証明書等の「引渡し」の業務に限られるのは、従前のおりです。

当該業務について同法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施して民間事業者業務を委託した場合は、同法におけるみなし公務員規定その他の規定も適用されます。

【今回の市町村の適切な管理における民間事業者への委託について】

今回整理された業務については、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各市町村が地域の実情に応じて条例等で手続を整備することにより、官民競争入札又は民間競争入札等を実施することが可能ですが、現行法の範囲内で行うものについては、同法の規定は適用されませんので、ご注意ください。

市町村の適切な管理のもと
市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
住民異動届	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民異動届の受付に関する業務 ・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 住民票の記載に関する業務 ・住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 転出証明書の作成に関する業務 ・転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 転出証明書の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	総務省
住民票の写し等の交付	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 住民票の写し等の作成に関する業務 ・住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 住民票の写し等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間事業者の取扱いは認められない。</p>	総務省

<p>戸籍の附票の写しの交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者（自己又は自己と同一世帯に属する者以外の者）からの請求の受付も含む。 2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍の附票の写しの引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>総務省</p>
<p>地方税法に基づく納税証明書の交付</p>	<p>以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出する通知に従い、市町村の適切な管理のもと（庁舎内）において、個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証明書の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項の確認 2 証明書の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作 3 証明書の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセスに制限する等の策を講じる必要がある。</p>	<p>総務省</p>
<p>戸籍の届出</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の各届出の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の確認、届書の記載事項、添付書類の確認 2 戸籍の記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>法務省</p>
<p>戸籍謄抄本等の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 	<p>法務省</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者（本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者）からの請求の受付も含む。 <p>2 戸籍謄抄本等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 戸籍謄抄本等の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	
<p>外国人登録原票記載事項証明書等の交付</p>	<p>1 外国人登録原票記載事項証明書等の交付請求の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外(代理人及び同居の親族)からの請求の受付も含む。 <p>2 外国人登録原票記載事項証明書等の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録原票記載事項証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 外国人登録原票記載事項証明書等の引渡し業務</p> <p>4 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 1～4の業務に関し、外国人登録原票記載事項証明書の作成に必要な基本的項目（「氏名」、「出生の年月日」、「男女の別」、「国籍」、「在留の資格」、「在留期間」、「居住地」、「世帯主の氏名」及び「世帯主の続柄」）に限り民間事業者の取扱いを可能とする。</p> <p>なお、個別の事案について、本件取扱いに対し更に助言を必要とする場合には、法務省入国管理局登録管理官に助言を求めることとして差し支えない。</p>	<p>法務省</p>

<p>転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知（教育委員会から市町村に事務委任されている場合）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学齢簿への記載に関する業務 ・学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する業務 ・通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>文部科学省</p>
<p>埋葬・火葬許可</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 2 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務 ・埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 埋葬・火葬許可証の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 被保険者台帳等への記載に関する業務 ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 被保険者証等の作成に関する業務 ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 被保険者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 現行法上委託することが可能な範囲については、「公共サービス改革基本方針」の改定（国民健康保険関係の窓口業務及び国</p>	<p>厚生労働省</p>

	<p>民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月28日付け老介発第0328001号・保国発第0328002号厚生労働省老健局介護保険課長及び保険局国民健康保険課長連名通知)においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p>	
<p>老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付</p>	<p>1 各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認</p> <p>2 受給者台帳等への記載に関する業務 ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>3 受給者証等の作成に関する業務 ・受給者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。</p> <p>4 受給者証等の引渡し業務</p> <p>5 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 現行法上委託することが可能な範囲については、「「公共サービス改革基本方針」の改定(老人医療関係の窓口業務の民間委託に関する留意事項)について」(平成19年3月30日付け保総発第0330007号厚生労働省保険局総務課長通知)においてすでに整理しているところであるが、今回の再整理に伴い民間事業者に委託することが可能とされた業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、上記通知の修正箇所とあわせて再度お示しする予定であるので、詳細はこれにより了知されたい。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種届出書・申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付書類の確認 2 被保険者台帳等への記載に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末への入出力の操作を含む。 3 被保険者証等の作成に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 4 被保険者証等の引渡し業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について別途お示しする予定ですので、詳細はこれにより了知されたい。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に係る事項並びに氏名及び住所の変更に係る事項の届出の受理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 届出書の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 2 受付処理簿に記載する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 届出書の報告・送付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出書の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠届の受付に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認 2 母子健康手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 <p>※ 母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健師がすべてのケースを把握すること。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>飼い犬の登録</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項の確認 2 原簿への記載 ・原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 犬鑑札の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>狂犬病予防注射済票の交付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務 ・狂犬病予防注射済証等の確認（交付及び再交付に際し、申請書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確認を含む。） 2 狂犬病予防注射済票の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>児童手当の各種請求書・届出書の受付</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務 ・請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 2 受給者台帳等への記載に関する業務 ・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 通知書等の作成に関する業務 ・認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力を含む。 4 通知書等の送付に関する業務 5 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付（市町村の経由事務）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 2 精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務 	<p>厚生労働省</p>

	<p>※ 精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p>	
<p>身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付（市町村の經由事務）</p>	<p>1 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 <p>2 身体障害者手帳の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 身体障害者手帳の交付は、都道府県（指定都市及び中核市）の事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令第4条に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p>	厚生労働省
<p>療育手帳の交付（市町村の經由事務）</p>	<p>1 療育手帳交付申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 ・本人以外（保護者等）からの申請の受付も含む。 <p>2 療育手帳の引渡し業務</p> <p>3 その他、事実上の行為又は補助的業務</p> <p>※ 療育手帳の交付は、都道府県（指定都市）の事務であるが、上記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町村を經由して行うこととされている。</p>	厚生労働省
<p>自動車臨時運行許可</p>	<p>1 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 <p>2 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 <p>3 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業務</p> <p>4 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務</p> <p>5 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合</p>	国土交通省

	<p>における督促に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話等による催告業務 <p>6 その他、事実上の行為又は補助的業務</p>	
--	---	--

(注) 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用にあたっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。(総務省)

地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き

平成24年1月
平成26年3月一部改訂

内閣府

公共サービス改革推進室

目次

1. はじめに	
(1) 現状及び問題点の所在	1
(2) 本手引きの目的	1
2. 請負（委託）契約であるのに、なぜ労働者派遣法に抵触するのか	
(1) 労働者派遣法とは	1
(2) 「労働者派遣」と「請負」について	2
3. 請負（委託）契約にあたって留意すべきこと	
(1) 地方公共団体の業務の範囲、民間委託する業務の範囲の明確化の手順	3
(2) 民間事業者との調整	4
(3) 請負（委託）事業の実施方法の例	4
(4) 契約内容の履行の確認方法の例	5
(5) 双務契約が必要な場合	6
4. 効率的な取り組みモデルの紹介	
(1) 学校給食調理業務の効率的な実施方法の紹介	6
(2) 学校用務員業務の効率的な実施方法の紹介	8
(3) 地方公共団体の適切な管理下における窓口業務の効率的な実施方法の紹介	9
(4) 自動車運行管理業務の効率的な実施方法の紹介	10
5. 労働者派遣法に関する相談窓口について	11
資料 1 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和 61 年労働省告示第 37 号）	
資料 2 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37 号告示）に関する疑義応答集	
資料 3 労働者派遣法に関する相談窓口について	

1. はじめに

(1) 現状及び問題点の所在

現在、多くの地方公共団体で民間委託が進められていますが、この民間委託に関し、いわゆる「偽装請負」であると都道府県労働局から指導を受ける例が見られます。

「偽装請負」とは、契約上は請負（委託）とされているものの、発注者が民間事業者の労働者を指揮命令するなど、実質的に労働者派遣法の「労働者派遣事業」に該当するものをいいます。偽装請負は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に抵触する違法行為であるとともに、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に定める派遣元事業者と派遣先事業者の責任の所在が曖昧になり、労働者の安全衛生、労働条件確保上の問題も顕在化しています。

地方公共団体が、このような労働者派遣法に抵触する違法行為を行い、都道府県労働局から指導を受けることとなる理由の一つとして、労働者派遣法等の理解が十分ではないことが考えられます。

(2) 本手引きの目的

本手引きは、地方公共団体において、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの提供を適正な請負（委託）契約に基づき推進できるよう、請負（委託）契約と偽装請負（労働者派遣法に抵触する違法行為）についてわかりやすく整理するとともに、具体的な請負（委託）事業の取組みモデルについてまとめたものです。地方公共団体が請負（委託）事業を実施する際に、本手引きをご参考にしていただければ幸いです。

2. 請負（委託）契約であるのに、なぜ労働者派遣法に抵触するのか

(1) 労働者派遣法とは

労働者派遣法の目的は、労働者派遣法第 1 条において、「労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的」とすると規定しています。

なお、労働者派遣法上、派遣労働者を受け入れる際、派遣先は、次の項目等を遵守する必要があります。

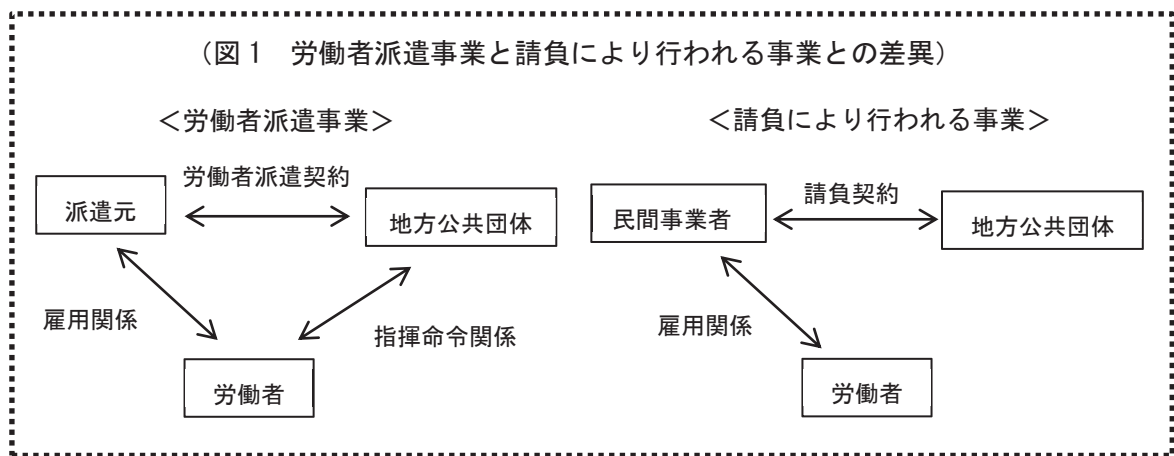
※詳細は、「労働者派遣事業を適正に実施するために―許可・更新等手続マニュアル―」

（平成 23 年 1 月 厚生労働省・都道府県労働局（公共職業安定所））を御覧ください。

○派遣先は、禁止業務に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない（労働者派

- 遣法第4条第3項)。
- 派遣先は、派遣元事業主（許可、届出のある事業所）以外から労働者派遣の役務の提供を受けてはならない（労働者派遣法第24条の2）。
 - 適正な労働者派遣契約を締結しなければならない（労働者派遣法第26条）。
 - 派遣元事業主に対して派遣受入の期間制限抵触日を通知しなければならない等（労働者派遣法第26条）。
 - 派遣先は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたことを理由として派遣契約を解除してはならない（労働者派遣法第27条）。
 - 派遣受入可能期間の遵守、派遣責任者の選任及び派遣先管理台帳の整備など派遣先が講ずべき措置等を講じなければならない（労働者派遣法第39条～43条）。
 - 派遣先が講ずべき措置に関する指針(最終改正 平成21年厚生労働省告示第245号)及び日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成20年厚生労働省告示第36号）を遵守しなければならない。

(2) 「労働者派遣」と「請負」について（図1参照）



- 労働者派遣とは、労働者を「他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」であり、この有無により、労働者派遣を業として行う労働者派遣事業と請負により行われる事業とが区分されます。
- 「他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させる」ものではないとして、労働者派遣事業に該当せず、請負により行われる事業に該当すると判断されるためには、
 - 第1に、当該労働者の労働力を当該事業主が自ら直接利用すること、すなわち、当該労働者の作業の遂行について、当該事業主が直接指揮監督のすべてを行うこと